

用語の解説

○配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚	まだ結婚をしたことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者

○世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

・一般世帯とは、次のものをいいます。

(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

・施設等の世帯とは、次のものをいいます。

なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人です。

(1)	寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
(2)	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3ヶ月以上入院している入院患者の集まり
(3)	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
(4)	自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
(5)	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院の在院者の集まり
(6)	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

○世帯主及び世帯人員

・世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

・世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

○世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

A 親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

B 非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

1) 夫婦と夫の両親から成る世帯

2) 夫婦と妻の両親から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

1) 夫婦と夫のひとり親から成る世帯

2) 夫婦と妻のひとり親から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

1) 夫婦、子供と夫の両親から成る世帯

2) 夫婦、子供と妻の両親から成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

1) 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯

2) 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯

1) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

2) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

1) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯

- 2) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

○65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

- ・65歳以上世帯員の単独世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯をいいます。
- ・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

○住居の種類

- ・一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含みます。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

○住宅の所有の関係

- ・住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯	「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は、登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含みます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構	その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区・公社の借家、町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合